

★第2回定例会議案審議結果一覧表

※吉田つとむ議員は議長のため通常の採決に加わらず

○ 賛成 × 反対 — 棄権 空欄は欠席			自由民主党										まちだ市民クラブ							公明党				日本共産党				保守連合											
議案 番号	議 案 名		議決 結果	三遊亭らん丈	木目田英男	石川好忠	渡辺徹太郎	松岡みゆき	いわせ和子	若林章喜	熊沢あやり	佐藤伸一郎	藤田 学	おさむら敏明	佐藤和彦	森本せいや	田中のいこ	石井くのにり	あぜき重太郎	わたべ真実	戸塚正人	河辺康太郎	谷沢和夫	おく栄一	松葉ひろみ	山下てつや	あさみ美子	上野孝典	川畑一隆	細野龍子	渡場悟視	佐々木智子	殿村健一	新井克尚	白川哲也	吉田つとむ（議長）	大西宣也		
★ 市 長 提 出 議 案																																							
第41号	平成29年度（2017年度）町田市一般会計補正予算（第1号）		可 決 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第42号	平成29年度（2017年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）		可 決 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第43号	町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例		可 決 （賛成多数）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	
第44号	町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可 決 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第45号	町田市立陸上競技場大型映像装置整備工事請負契約		可 決 （賛成多数）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	
第46号	小山小学校中規模改修工事請負契約		可 決 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第47号	南成瀬小学校中規模改修工事請負契約		可 決 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	
第48号	消防ポンプ自動車購入		可 決 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第49号	ワゴン車購入		可 決 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第50号	土地の売払いについて		可 決 （賛成多数）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	
報 告 第 1 号	平成28年度（2016年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求めることについて		承 認 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
報 告 第 2 号	町田市市税条例等の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて		承 認 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
報 告 第 3 号	町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて		承 認 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
報 告 第 4 号	町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて		承 認 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
★ 議 員 提 出 議 案 （第7号は欠番）																																							
第 8 号	加計学園問題の徹底した真相究明を求める意見書		可 決 （賛成多数）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	議 長	×		
第 9 号	憲法99条に違反する安倍首相の「改憲発言」に抗議する意見書		否 決	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	議 長	×			
★ 請 願																																							
第16号 （27）	いじめ事件に対して真摯に取り組むことを求める請願		継続審査	継続審査となりましたので、次回文教社会常任委員会で審査が行われます。																																			
第 1 号	玉川学園コミュニティセンター建替えに伴うペデストリアンデッキ設置に関する請願		継続審査	継続審査となりましたので、次回文教社会常任委員会で審査が行われます。																																			
第 2 号	玉川学園コミュニティ・センター建替事業に伴うデッキ設置計画の見直しに関する請願		継続審査	継続審査となりましたので、次回文教社会常任委員会で審査が行われます。																																			
第 3 号	玉川学園コミュニティセンター建替事業に伴うデッキ設置に至った経緯及び設置に伴う工事分担費用に関する請願		継続審査	継続審査となりましたので、次回文教社会常任委員会で審査が行われます。																																			
第 4 号	町田市議会議員の定数削減を求める請願		6月26日 取り下げ																																				
第 5 号	町田市立公立小中学校図書館の早急な整備充実を求める請願		採 択 （全員一致）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長		
第 6 号	議員定数削減をもとめる請願		継続審査	継続審査となりましたので、次回議会運営委員会で審査が行われます。																																			

請願の出し方

市政に関することがらについて、市民の皆様が直接市議会に要望できる制度として、「請願」があります。

この制度は、市民の意思(意見や要望)を市政に反映させる意図を持っています。

請願は、個人でも、法人・団体でも提出することができますが、議員の紹介が必要です。議会では、提出された請願の趣旨を十分に審議(審査)して、採択(願意の実現を図るべきである)、不採択(何々の理由で願意に沿えない)等を決めます。

請願を提出された方には、採択・不採択にかかわらず結果をお知らせしています。

また、採択した請願のうち、執行機関が処理する必要のあるものは、市長等にとって実現を要望し、処理経過についての報告を求めます。

請願の提出にあたっては、以下の書類をご用意ください。

- 市・国等への要望を文書で提出してください。(請願の件名・要旨・項目などを簡潔に書いてください。)
- 請願者の住所(法人・団体の場合は、所在地及び法人・団体の名称)を記入し、請願者(法人・団体の場合は、代表者)が署名、または記名押印(ゴム印、パソコン等で記入した場合は押印)をしてください。

※ 請願者が2名以上のときは、表紙に外何人と記入し、その方たちの署名簿(署名用紙ごとに請願の件名などを記載したもの)を添付してください。

- 請願書の表紙に、1名以上の紹介議員(市議会議員)の署名、または記名押印をもらい、議会事務局議事係へ提出してください。

様式は右のものを参考にしてください。

- 件名は、表紙、本文、署名簿とも同一にしてください。
- 署名簿は、参考例にならって作成してください。
- 請願書の用紙(表紙)は、議会事務局で必要な方にお渡ししていますので、遠慮なくお申し出ください。

【請願の提出期限】

請願はいつでも受け付けます。

定例会の開催される月(3、6、9、12月)の5日の午後5時までに提出された請願は、その定例会の会期中に審査されます。(5日が土曜日の時は7日の午後5時、日曜日または休日の時は6日の午後5時までとなります。)

6日(5日が土曜日の時は8日、5日が日曜日または休日の時は7日)以降に提出された請願は、閉会中(次の定例会までの間)に審査され、結論が出るのは次の定例会以降になります。

(表紙)

(本文)

(署名欄)

委員会

で

請願者

が発言

できます

請願者の意見陳述(国・都に対する意見書を求める請願を除く)を行います。

請願者本人の希望により、各委員会開会中に行うもので、請願者本人から所管委員(市議会議員)に対し、請願を提出するに至った思い、意見や考えを述べてもらいます。意見を述べた後、各委員(市議会議員)が質疑を行います。

定例会に初めて提出される請願について、請願者は5分以内で意見陳述を行い、出席できる請願者は2名までです。

※請願書の提出時に、請願者の意見陳述を行うかどうか、お聞きます。